

測量法の御紹介(II)

第2章 基本測量

第1節 計画及び実施

(長期計画)

第12条 建設大臣は、測量審議会にはかつて、基本測量に関する長期計画を定めなければならない。
(資料又は報告の要求)

第13条 地理調査所の長は、関係行政機関又はその他の者に対し、基本測量に関する資料又は報告の提出を求めることができる。
(実施の公示)

第14条 地理調査所の長は、基本測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

1 地理調査所の長は、基本測量の実施を終つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(土地の立入及び通知)

第15条 基本測量に從事する地理調査所の職員は、測量を実施するために必要があるときは、國有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合においては、測量に從事する者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の職員が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(障害物の除去)

第16条 地理調査所の長又はその命を受けた地理調査所の職員は、基本測量を実施するためにやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

第17条 地理調査所の長又はその命を受けた地理調査所の職員は、山林原野又はこれに類する土地で基本測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、植物又はかき、さく等の現状を著しく損傷しないと

きは、前條の規定にかかわらず、承諾を得ないで、これらを伐除することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。
(土地等の一時使用)

第18条 基本測量に從事する地理調査所の職員は、仮設標識を設置するために必要があるときは、あらかじめ占有者に通知して、土地、樹木、又は工作物を一時使用することができます。但し、占有者に対しあらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しないものとする。
(土地の收用又は使用)

第19条 政府は、基本測量を実施するために、必要があるときは、土地、建物、樹木若しくは工作物を收用し、又は使用することができます。

2 前項の規定による收用又は使用に関しては、土地收用法(明治33年法律第39号)を適用する。

3 第1項の規定による收用又は使用については、第14条第3項の規定による都道府県知事の公示があつたときは、土地收用法第14条の規定による公告があつたものとみなす。

(損失補償)

第20条 第16条、第17条又は第18条による植物、かき若しくはさく等の伐除又は土地、樹木若しくは工作物の一時使用により、損失を生じたときは、政府は、その占有者に対して、相当の價額により、その損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けることができる者は、その補償金額について不服があるときは、政令の定める手続により、その金額の通知を受けた日から1月以内に、土地收用審査会の裁決を求めることができる。

(永久標識及び一時標識に関する通知)

第21条 地理調査所の長は、永久標識又は一時標識を設置した場合においては、その種類及び所在を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、関係市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)にその旨を通知しなければならない。

3 市町村長は、永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を地理調査所の長に通知しなければならない。

(測量法の保全)

第 22 條 何人も、移轉、き損その他の行爲により、基本測量のため設置した測量標の效用を害してはならない。

(永久標識及び一時標識の移轉、撤去び廃棄)

第 23 條 地理調査所の長は、永久標識又は一時標識を移轉し、撤去し、又は廃棄したときは、関係都道府県知事及びその敷地の所有者又は占有者に通知しなければならない。

2 第 31 條第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(測量標の移轉の請求)

第 24 條 永久標識又は一時標識のき損その他の効用を害する虞がある行爲を当該標識の敷地又はその附近でしようとする者は、理由を詳記した書面をもつて都道府県知事を経由して(國又は都道府縣が行爲をしようとする場合においては、直接に)地理調査所の長に当該標識の移轉を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求の書面を受け取ったときは、意見を附して添附しなければならない。

3 地理調査所の長は、第 1 項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該標識を移轉し、理由がないと認めるときは、その旨を移轉を請求した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による標識の移轉に要した費用は、移轉を請求した者が負担しなければならない。

第 25 條 基本測量に從事する地理調査所の職員は、仮設標識の移轉の請求があつた場合において、その請求に理由があると認めたときは、当該標識を移轉しなければならない。

(測量標の使用)

第 26 條 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、地理調査所の長の承認を得て、基本測量のために設置した測量標を使用することができる。

第 2 節 測量成果

(測量成果の公表及び保管)

第 27 條 建設大臣は、基本測量の測量成果を得たときは、当該量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。

2 建設大臣は、基本測量成果のうち、地図及び測量審議会にはかつて必要と認めるものを刊行しなければならない。

3 地理調査所の長は、基本測量の測量成果及び測量録を保管し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(測量成果の公開)

第 28 條 基本測量の測量成果又は基本測量の測量記録を開闢し、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めるとする者は、建設省令の定める手続により、これをしなければならない。

2 前項の規定により、謄本又は抄本の交付を求めるとする者は、政令の定めるところにより、実費をこえない手数料を納めなければならない。

(測量成果の複製)

第 29 條 基本測量の測量成果のうち、地図その他の標図、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、地理調査所の長の承認を得なければならぬ。地理調査所の長は複製しようとする者がこれらの成果をそのまま複製して、もつばら營利の目的で販賣するものであると認めるに足る充分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

(測量成果の使用)

第 30 條 基本測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成果が当該測量に関して適当なものであるか否かを確かめるために、あらかじめその承認を得なければならない。

2 前項の規定により基本測量の測量成果を使用して測量を実施した者は、その実施に係る測量の測量成果に使用した基本測量の測量成果を明示しなければならない。

3 基本測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

(測量成果の修正)

第 31 條 地理調査所の長は、地かく、地ぼう又は地物の変動その他の事由により基本測量の測量成果が現況に適合しなくなつた場合においては、遅滞なく、その測量を修正しなければならない。

第 1 節 計画及び実施

(公共測量の基準)

第 32 條 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成果に基いて実施しなければならない。

(作業規程)

第 33 條 測量計画機関は、公共測量を実施しようとする場合においては、あらかじめ当該測量に關し観測機械の種類、観測法、計算法等を規定した作業規程を定めて、建設大臣の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 公共測量は、前項の作業規程に基いて実施しなけ

ればならない。

(作業規程の準則)

第 34 條 建設大臣は、測量審議会にはかつて、作業規程の準則を定めることができる。

(公共測量の調整)

第 35 條 建設大臣は、測量の正確さを確保し、又は測量の重複を除くためその他必要があると認めるときは、測量計画機関に対して勧告し、又は測量計画機関から公共測量についての長期計画若しくは年度計画の報告を求めることができる。

2 建設大臣は、前項の規定により勧告をする場合においては、測量審議会にはかつてしなければならない。

(計画書についての助言)

第 36 條 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、左に掲げる事項を記載した計画書を添えて、あらかじめ地理調査所の長の技術的助言を求めなければならない。その計画書を変更しようとする場合も、同様とする。

一 目的、地域及び期間

二 精度及び方法

三 測量作業機関の名稱

(公共測量の表示等)

第 37 條 公共測量を実施する者は、当該測量に於て設置する測量標に、公共測量の測量標であること及び測量計画機関の名稱を表示しなければならない。

2 公共測量を実施する者は、関係市町村長に対して当該測量を実施するために必要な報告を求めることができる。

3 測量計画機関は、永久標識を設置したときは、速やなく、地理調査所の長に、その種類、敷地の所在その他必要と認められる事項を通知しなければならない。

(地理調査所が実施する公共測量)

第 38 條 第 33 條、第 35 條、第 36 條及び前條第 3 項の規定は、地理調査所が実施する公共測量には適用しない。

(基本測量に関する規定の準用)

第 39 條 第 14 條から第 26 條までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第 14 條、第 16 條、第 17 條、第 21 條、第 23 條、第 24 條及び第 26 條中「地理調査所の長」とあるのは「測量計画機関の長」と第 15 條から第 18 條までの規定中「地理調査所の職員」とあるのは「測量計画機関又は測量作業機関の職員」と、第 19 條及び第 20 條中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第 25 條

中「地理調査所の職員」とあるは「測量作業機関の職員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第 2 節 測量成果

(測量成果の提出)

第 40 條 測量計画機関は、公共測量の測量成果を得たときは、速やなく、その写を地理調査所の長に送付しなければならない。

2 地理調査所の長は、前項の場合において必要があると認めるときは、測量記録の写の送付を求めることができる。

(測量成果の審査)

第 41 條 地理調査所の長は、前條の規定により測量成果の写を受けたときは、すみやかにこれを審査して、測量計画機関にその結果を通知しなければならない。・

2 地理調査所の長は、前項の規定による審査の結果当該測量成果が充分な精度を有すると認める場合においては、測量の精度に関し意見を附して、その測量の種類、実施の時期及び地域並びに測量計画機関及び測量作業機関の名称を公表しなければならない。

(測量成果の保管及び閲覧)

第 42 條 第 27 條第 3 項の規定は、第 40 條第 1 項の測量成果の写及び同條第 2 項の測量記録の写に準用する。

2 第 28 條の規定は、前項に規定する測量成果の写及び測量記録の写の閲覧及びその謄本又は抄本の交付に準用する。

3 測量計画機関は当該機関の作成に係る測量成果及び測量記録の保管を地理調査所の長に委託することができる。

(測量成果の複製)

第 43 條 公共測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、当該測量計画機関の承認を得なければならない。測量計画機関の長は複製しようとする者がこれらの成果をそのまま複製して、もつばら営利の目的で販賣するものであると認めるに足る充分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

(測量成果の使用)

第 44 條 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、測量計画機関の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確かめるために当該測量成果を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならない。

2 前項の場合においては、測量成果に、使用した公共測量の測量成果を明示しなければならない。

3 公共測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

第4章 基本測量及び公共測量以外の測量

(届出)

第45條 第6條の基本測量及び公共測量以外の測量を実施しようとする者は、あらかじめ建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出は、建設大臣及び地理調査所の長に対して第46條に規定する権限を行使するために必要な情報を提供する目的でなされるものであつて、建設大臣は、いかなる場合においても、当該届出に係る測量の実施を妨げてはならない。

(測量成果及び測量記録の提出等)

第46條 前條第一項の規定により届出のあつた測量で、建設大臣が測量審議会にはかつて公共性を有するものと認めるものについては、地理調査所の長は当該測量の実施者に対して当該測量の測量成果若しくは測量記録の閲覧又はこれらの写の提出を求めるこどができる。測量成果又は測量記録の写の提出を求める場合においては、写の作成のための実費は、國が負担する。

2 地理調査所の長は、前條第一項の規定により届出のあつた測量の作業規程について勧告することができる。

3 第1項の規定により地理調査所の長が測量成果若しくは測量記録の閲覧又はこれの写の提出を求めたときは、測量の実施者は、正当な事由があるときは、これを拒むことができる。

(法律の適用除外及び第5條の測量に準ずる測量)

第47條 小道路、建物又は宅地若しくは小農地の境界若しくは面積の測定のため等の局地的な測量には、この法律を適用しない。但し、これらの測量を実施する者が地理調査所の長に対して技術的な助言を求めるこどを妨げない。

2 基本測量及び公共測量以外の測量で、國若しくは公共團体の許可若しくは認可を受けて行う工事又は國若しくは公共團体の補助を受けて行う事業のためにするものは、建設大臣において、測量審議会にはかつて、公共測量として指定することができる。この場合においては、当該測量については、公共測量に関する規定を準用する。

第5章 測量士及び測量士補

(測量士及び測量士補)

第48條 技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第49條の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。

2 測量士は、測量に関する計画を作成し、又は実施する。

3 測量士補は、測量士の作成した計画に従い測量に従事する。

(測量士及び測量士補の登録)

第49條 第50條又は第51條の規定により測量士又は測量士となる資格を有する者は、測量士又は測量士補になろうとする場合においては、地理調査所の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならない。

2 測量士名簿及び測量士補名簿は、地理調査所に備える。

3 第1項の規定により登録の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより1000円以内の手数料を納めなければならない。

(測量士となる資格)

第50條 次の各号の一に該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 文部大臣に認定した大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し1年以上の実務の経験を有するもの

二 文部大臣の認定した専門学校において、測量に関する科目を修め、当該学校を卒業した者で、測量に関し3年以上の実務の経験を有するもの

三 建設大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において1年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に関し3年以上の実務の経験を有するもの

四 測量士補で、建設大臣の指定する測量に関する専門の養成施設において建設大臣の指定する科目について高度の専門の知識及び技能を修得した者

五 地理調査所の長が行う測量士試験に合格した者
(測量士補となる資格)

第51條 次の各号の一に該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一 文部大臣の認定した大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者

二 文部大臣の認定した専門学校において測量に関する科目を修め、当該学校を卒業した者

三 建設大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において1年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者

四 地理調査所の長が行う測量士補試験に合格した者

(登録のまつ消)

第 52 條 地理調査所の長は、測量士又は測量士補の登録を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その登録をまつ消しなければならない。

一 死亡したとき

二 この法律の規定に違反し罰金以上の刑に処せられたとき

三 測量士又は測量士補となる資格を有しないことが判明したとき

(試験手数料)

第 53 條 第 50 條第五号の測量士試験又は第 51 條第四号の測量士補試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、500 円以内の手数料を納めなければならない。

(施行規定)

第 54 條 この法律に定めるものを除くの外、測量士又は測量士補の登録に関して必要な手続及び測量士又は測量士補の試験課目その他試験に関して必要な手続は政令で定める。

第 6 章 測量審議会

(測量審議会の設置及び権限)

第 55 條 この法律に基く権限を行い、及び測量に関する重要事項を調査審議するために、建設省に測量審議会を置く。

2 測量審議会は、測量に関して、関係各行政機関に対して建議をすることができる。

(測量審議会の組織)

第 56 條 測量審議会は、20 人以内の委員で組織する。

2 委員は、関係各行政機関の職員及び技術に関し学識経験のある者のうちから、建設大臣が命ずる。

3 学識経験のある者のうちから命ぜられた委員の任期は、3 年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることがある。

第 57 條 測量審議会に会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 測量審議会は、あらかじめ委員のうちから、会長が故障のある場合に会長を代理する者を互選で定めて置かなければならない。

(委員の手当等)

第 58 條 委員の手当及び旅費は、國家公務員の給與に関する法律の規定の範囲内において政令で定め

る。

(測量審議会の庶務)

第 59 條 測量審議会の庶務は、地理調査所において行う。

第 7 章 訴 領

(訴願)

第 60 條 この法律の規定による行政機関の処分に対して不服がある者は、主務大臣に訴願することができる。

第 8 章 罰 則

第 61 條 第 22 條(第 39 條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、2 年以下の懲役又は 5 万円以下の罰金に処する。

第 62 條 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。

一 基本測量又は公共測量に從事する者又はその他の者で、基本測量又は公共測量の測量成果をして、眞実に反するものたらしめる行為をした者

二 第 48 條第 1 項の規定に違反した者

第 63 條 次の各号の一に該当する者は、6 月以下の懲役又は 1 万円以下の罰金に処する。

一 正当の理由がなくて基本測量は公共測量の実施を妨げた者

二 第 15 條(第 39 條において準用する場合を含む。)の規定による土地の立入を拒み又は妨げた者

三 第 18 條(第 39 條において準用する場合を含む。)の規定による土地、樹木又は工作物の一時使用を拒み、又は妨げた者

第 64 條 次の各号の一に該当する者は 1 万円以下の罰金に処する。

一 第 26 條(第 39 條において準用する場合を含む。)の規定に違反して測量標を使用した者

二 第 29 條の規定に違反した者

三 第 30 條第 1 項の規定に違反した者

第 65 條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前 4 條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附 則

(施行の期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

(陸地測量標条例等の廃止)

2 陸地測量條例(明治 23 年法律第 23 号)及び陸地測量標条例施行細則(明治 23 年陸軍省令第 17

- 号)は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした陸地測量標条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、從前の例による。
(測量士及び測量士補に関する経過規程)
- 4 この法律施行の日から1年間に限り、測量士又は測量士補でない者でも、第48条の規程にかかるわらず、基本測量又は公共測量に従事することができる。
(この法律施行前の測量成果、測量記録及び測量標)
- 5 この法律施行前に陸地測量標条例に基いていた測量で、基本測量の範囲に属するものの測量成果、測量記録及び測量標は、この法律に基く基本測量の測量成果、測量地線及び測量標とみなす。
- 6 この法律施行前にした測量で、建設大臣が測量審議会にはかつて指定したものの測量成果、測量記録及び測量標は、公共測量の測量成果、測量記録及び測量標とみなす。この場合において第40条及び第41
- 條第1項中「測量計画機関」とあるのは「当該測量を計画した者」と読み替えるものとする。
- 7 建設大臣は、必要と認めるときは、前項の規定により、公共測量の測量成果記録とみなされたもの又はその写を地理調査所の長に送付させることができる。
(この法律施行の際実施中の公共測量の措置)
- 8 この法律施行の際、現に実施中の測量で、公共測量に属するものについては、第22条、第33条及び第36条の規定は、適用しない。但し、当該測量がこの法律施行の日から1年以内に完了しない場合においては、1年後に実施される分についてはこの限りでない。
- 9 前項本文の規定に該当する場合においては、測量計画機関は当該指定があつた後遅滞なく第33条の作業規程及び第36条の作業計画書を地理調査所の長に届け出なければならない。

(以上)

コンクリート標準示方書の正誤表

コンクリート標準示方書は、印刷を急ぎました関係で手落ちの箇所が多く申し訳ありません。現在迄に判明した正誤は下記の通りであります。尙、示方書の内容につき御意見があれば学会宛御通告下さい。コンクリート常置委員会で審議する貴重な参考資料と致したいと存じます。

頁 行	誤	正	頁 行	誤	正
13 表-3	損失量	損失量	157 下から 14	細骨材—ES	細骨材—JES
18 8	(1) 早強ボルトランド	早強ボルトランド	189 8	施したものとし	施したものとし
23 1	しなければならない	しなければならない	205 7	+2%	+2%
30 14	固めなければならぬ。	固めなければならぬ。	〃 8	+6%	+6%
37 下から 11	ウォカビリチー	ウォーカビリチー	214 下から 9	15~20	15~25
40 11	gは重力	gは重力	225 下から 12	ドバル試験による	ドバル試験機による
42 下から 7	30	3.0	227 〃 8	約 950°C	約 950°C
57 下から 12	受台の輔方向	受台の軸方向	228 〃 6	7.5 cc	97.5 cc
60 12	σ_{sa}	σ_{sa}^o	232 1	上端内径 0 cm	上端内径 10 cm
104 13	w_d^2	w_d^o	236 13	6~2 時間	6~24 時間
105 下から 7, 6	表-19	表-17	241 5	型ワクの接ぎ	型ワクの接ぎ
106 2	曲ゲモーメントの係數	曲ゲモーメントの係數	242 図の右下	試験機の底面	試験機の加圧板
114 下から 2(a)	ドロツブベルネ	(a) ドロツブバネル	243 7	試験機に示す	試験機の示す
137 4	JES 土木 1'06	JES 土木 1106	247 下から 11	試供試体両端面	供試体両端面
			〃 "	TES 土木	JES 土木

DOBOKU-GAKKAI-SHI

(JOURNAL OF THE CIVIL ENGINEERING SOCIETY)

VOL. XXXIV, NO. 3, Sept 1949

CONTENTS

Papers	Page
On the Strength of Concrete at Low Temperature <i>By Dr. Tokujiro Yoshida, C. E. President</i>	1
On Tamagawa-Ohashi Bridge on the New Keihin Highway <i>By Masao Nakamura, C. E. Member & Ataru Sakata, C. E. Member</i>	6
Studies of Corrosion of Penstock. <i>By Teikichi Kamiya, C. E. Member</i>	13
On the Flood in the River <i>By Dr. Kazuyuki Turumi, C. E. Member</i>	18
On the Repeated Loading Test of Soil <i>By Yoshinosuke Yasojima, C. E. Member</i>	22
Reference Data	
On the Flood Damages on Yamada Line <i>By Takeichiro Ikebara, C. E. Assoc. Member</i>	26
Statistical Data (III)	30
Outline of the Treatises Collection No. 5 (I)	31
Quotation of the Foreign Literatures Contents (XI)	33
On the "Law of Surveying" (II)	34

OFFICE

No. 4 OTEMACHI 2-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN.